6. 災害対応

法テラスにおける災害対応

大規模災害は、広範囲かつ長期的に多数の被災者の生命・生活に深刻な影響を及ぼす。それに伴い、多数の被災者が、不動産・二重ローン・相続・損害賠償など様々な法的問題を抱えることになる。被災地の復旧・復興を図り、被災者が平穏な生活を取り戻すためには、被災者の司法アクセスを確保し、これらの法的問題を解決していくことが不可欠といえる。

1　東日本大震災への対応

平成23年3月11日に発生した東日本大震災の被災者への法的支援は、主として従来の情報提供業務と民事法律扶助業務の中で行われていたが、被災者の実情により即した法的支援の充実を図るため、平成24年3月23日、「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」（以下「法テラス震災特例法」という。）が成立し、同年4月1日から施行された。

法テラス震災特例法による新たな制度は、震災当時、被災地に住居や営業所等があった者であれば、資力を問わず援助を受けられること、裁判所の手続のほかに原発ADRなどが代理援助・書類作成援助の対象となること、事件の進行中は立替金の返済が猶予されることなどの特色があった。

このほか、法テラスは、岩手県、宮城県、福島県の3県に、合計7か所の被災地出張所を開設し、被災地域における司法アクセス改善を図るための拠点として、様々な活動を展開した。なお、法テラス震災特例法は2度の改正による期間延長を経て、令和3年3月31日をもって失効した。これに伴い、東日本大震災法律援助業務における新規申込みの受付を終了し、7か所の被災地出張所のうち法テラス気仙と法テラスふたばを除く5か所を閉鎖したが、法テラスは、今後も民事法律扶助業務等を通じ、被災地や近隣住民への法的サービスの提供を行うこととしている。

令和6年度の震災法律援助業務の実施件数は、震災代理援助が5件、震災書類作成援助が0件であった。震災代理援助及び震災書類作成援助の件数は、失効前に震災代理援助・震災書類作成援助を決定した援助事件の控訴審等の件数である。

2　総合法律支援法改正と被災者法律相談援助

法テラスは、法テラス震災特例法に基づく事業等により、東日本大震災被災者に対する法的支援についてもその一翼を担うようになった。他方で、東日本大震災被災者への法的支援を通し、大規模災害の被災者に対する迅速・適切な法的支援を行うための仕組みや制度創設の必要性なども認識されるようになった。すなわち、東日本大震災被災者に対する法的支援を目的として成立した法テラス震災特例法は、その施行までに1年以上を要しており、大規模災害の都度、特例法を制定するのでは即応性の点で不十分であった。そこで、今後起こり得る大規模災害に備え、被災者が抱える多種多様な法的問題解決に向けた迅速な対応ができるような法的支援の恒久的仕組みを、法テラスの基本法である総合法律支援法の中にあらかじめ定めておく必要性が指摘された。

このような議論を踏まえ、東日本大震災から約5年後の平成28年5月27日、総合法律支援法が改正され、同年6月3日に公布された。これにより、新たな制度となる「大規模災害の被災者に対する法律相談援助制度」（以下「被災者法律相談援助」という。）が法テラスの業務となった。この制度は、政令

によって対象となる「非常災害」を指定し、対象となる「地区」の範囲と「期間（1年を超えない。）」を定めることにより、被災者に対する資力を問わない無料相談を実施できるようにしたものである（総合法律支援法第30条第1項第4号）。改正総合法律支援法は、平成28年熊本地震発生時にはまだ国会で法案審議中であったが、その後成立し、同年7月1日、政令により被災者法律相談援助が同地震に適用されることとなった。

そして、地震発生の日（平成28年4月14日）から1年間となる平成29年4月13日まで、被災者を対象とした資力を問わない無料法律相談が実施された。なお、この被災者法律相談援助は、その後、2例目として平成30年7月豪雨（西日本豪雨）、3例目として令和元年台風第19号（令和元年東日本台風）、4例目として令和2年7月豪雨、5例目として令和6年能登半島地震に適用された。

令和7年度は、令和6年9月20日から同月23日までの間に発生した令和6年奥能登豪雨の被災地を対象に、令和6年12月25日から令和7年9月19日までの間、被災者法律相談援助が適用された。

3　被災者への情報提供

被災者がまず必要とするのは、法的支援制度を含めた各種情報である。法テラスでは、東日本大震災後、法テラス・サポートダイヤルによる情報提供のほかに、法テラス災害ダイヤルを開設し、被災者の生活再建に役立つ法制度や各種手続、相談窓口などの情報提供を行っている。

また、メールによる問合せにも対応するとともに、ホームページに各災害から派生する法的トラブルに関するQ＆Aを掲載した特設ページを開設するなどし、被災者への情報提供を拡充している。

令和6年奥能登豪雨への対応では、被災者法律相談援助の終了後も引き続きホームページに令和6年奥能登豪雨に関する法律問題Q＆Aを掲載し、被災者が必要とする情報の提供に努めるとともに、法テラス災害ダイヤルを活用した被災者等への情報提供を行った。

資料 6-1　法テラス災害対応年表

年	月・日	内　　容
平成23年	3月11日	東日本大震災発生
	3月12日	理事長を本部長とする東日本大震災対策本部発足
	3月23日	日本弁護士連合会及び東京三弁護士会と共催で電話による情報提供を開始（以降順次、仙台弁護士会（4月11日）、日本司法書士会連合会（4月18日）、岩手弁護士会（5月23日）とも共催で実施）
	3月31日	避難所等において、民事法律扶助制度による巡回法律相談開始
	9月21日	被災者対応のため業務方法書を改正（民事法律扶助制度の特例措置）、法務大臣認可
	10月2日	・被災地出張所「法テラス南三陸」を開所（以降、平成25年3月までに更に6か所の被災地出張所を開所） ・各出張所で「よろず相談」を順次開始
	10月3日	被災者を対象とした民事法律扶助制度の特例措置開始（平成24年3月31日まで）
	11月1日	コールセンターに法テラス災害ダイヤル（震災　法テラスダイヤル、被災者専用フリーダイヤル）を開設
	11月22日	「東日本大震災相談実例Q＆A集」を10万部発行
平成24年	3月29日	東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律（法テラス震災特例法）公布
	4月1日	・法テラス震災特例法施行（平成27年3月31日まで） ・法テラス震災特例法による被災者を対象とした資力を問わない無料法律相談等（東日本大震災法律援助業務）を開始
平成27年	3月31日	法テラス震災特例法が改正され、有効期限の延長が決定（平成30年3月31日まで）
平成28年	4月14日	平成28年熊本地震発生 これを受け、平成28年熊本地震に関するQ＆A等を掲載した特設ページをホームページに開設（4月18日）
	5月14日	法テラス災害ダイヤルを平成28年熊本地震被災者も利用可能とし、情報提供を開始
	6月3日	・総合法律支援法の一部を改正する法律（改正総合法律支援法）公布 ・大規模災害の被災者に対する資力を問わない無料法律相談（被災者法律相談援助事業）が創設される
	7月1日	・改正総合法律支援法により被災者法律相談援助事業が施行 ・政令により平成28年熊本地震に同事業が適用され、業務開始（平成29年4月13日まで）
平成29年	7月5日～ 7月6日	平成29年7月九州北部豪雨発生 これを受け、平成29年7月九州北部豪雨に関するQ＆A等を掲載した特設ページをホームページに開設（7月11日）
平成30年	3月30日	法テラス震災特例法が改正され、有効期限の2度目の延長が決定（令和3年3月31日まで）
	6月28日～ 7月8日	平成30年7月豪雨発生 これを受け、平成30年7月豪雨に関するQ＆A等を掲載した特設ページをホームページに開設（7月11日）
	7月14日	・政令により平成30年7月豪雨に被災者法律相談援助事業が適用され、業務開始（令和元年6月27日まで） ・法テラス災害ダイヤルを平成30年7月豪雨被災者も利用可能とし、情報提供を開始
	9月6日	平成30年北海道胆振東部地震発生 これを受け、平成30年北海道胆振東部地震に関するQ＆A等を掲載した特設ページをホームページに開設（9月14日）
令和元年 （平成31年）	9月9日	令和元年台風第15号日本上陸（千葉県） これを受け、令和元年台風第15号に関するQ＆A等を掲載した特設ページをホームページに開設（9月24日）
	10月12日	令和元年台風第19号日本上陸（伊豆半島） これを受け、令和元年台風第19号に関するQ＆A等を掲載した特設ページをホームページに開設（10月15日）
	10月18日	・政令により令和元年台風第19号に被災者法律相談援助事業が適用され、業務開始（令和2年10月9日まで） ・法テラス災害ダイヤルを令和元年台風第19号被災者も利用可能とし、情報提供を開始
令和2年	7月3日～ 7月31日	令和2年7月豪雨発生 これを受け、令和2年7月豪雨に関するQ＆A等を掲載した特設ページをホームページに開設（7月10日）
	7月14日	・政令により令和2年7月豪雨に被災者法律相談援助事業が適用され、業務開始（令和3年7月2日まで） ・法テラス災害ダイヤルを令和2年7月豪雨被災者も利用可能とし、情報提供を開始
令和3年	3月31日	・法テラス震災特例法の失効により、東日本大震災法律援助の新規申込み受付終了 ・被災地出張所「法テラス大槌」「法テラス東松島」「法テラス山元」「法テラス南三陸」「法テラス二本松」を閉鎖 ・「法テラス気仙」における「よろず相談」終了
令和4年	3月31日	「法テラスふたば」における「よろず相談」終了
令和6年	1月1日	令和6年能登半島地震発生 これを受け、令和6年能登半島地震に関するQ＆A等を掲載した特設ページをホームページに開設（1月10日）
	1月11日	・政令により令和6年能登半島地震に被災者法律相談援助事業が適用され、業務開始 ・法テラス災害ダイヤルを令和6年能登半島地震被災者も利用可能とし、情報提供を開始
	9月20日～ 9月23日	令和6年奥能登豪雨発生
	12月25日	・政令により令和6年奥能登豪雨に被災者法律相談援助事業が適用され、業務開始（令和7年9月19日まで） これを受け、令和6年奥能登豪雨に関するQ＆A等を掲載した特設ページをホームページに開設 ・法テラス災害ダイヤルを令和6年奥能登豪雨被災者も利用可能とし、情報提供を開始

資料 6-2　災害時に利用できる制度の比較

令和８年３月31日現在

業務	情報提供業務	民事法律扶助業務		震災法律援助業務
		一般法律相談援助	被災者法律相談援助	震災法律相談援助
根拠法令条文	総合法律支援法 成立日：平成16年5月26日 （法律第74号） 施行日：平成16年6月2日	総合法律支援法 成立日：平成16年5月26日 （法律第74号） 施行日：平成16年6月2日	総合法律支援法の一部を改正する法律（改正総合法律支援法） 成立日：平成28年5月27日 （法律第53号） 施行日：平成28年7月1日	東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律 成立日：平成24年3月23日 （法律第6号） 施行日：平成24年4月1日 失効日：令和3年3月31日
	（第30条第1項第1号）	（第30条第1項第2号）	（第30条第1項第4号）	（第1条）
サービスの概要	①解決に役立つ法制度や相談窓口等の情報提供（電話やメール等）、ホームページに災害特設ページを設け、災害に関するQ＆A等を掲載 ②法テラス災害ダイヤルにて情報提供	経済的に余裕のない方などが法的トラブルにあった際に、無料で法律相談を行う。	政令で指定された一定の大規模災害により被災された方に対し、災害発生から最長で1年間、無料で法律相談を行う。	東日本大震災に際し、災害救助法が適用された区域に平成23年3月11日に居住していた方に対し、無料で法律相談を行う。
利用者の条件	特になし。	収入や資産（現金・預貯金）が一定基準以下であること	・大規模災害が発生した日に、政令で定められた被災地に住所、居所、営業所又は事務所を有していた方 ・資力は問わない。	・東日本大震災に際し、災害救助法が適用された市町村（東京都を除く。）に平成23年3月11日に住居や営業所等があった方 ・資力は問わない。
無料法律相談の対象		刑事事件を除く全て	刑事事件を除く申込者の生活の再建に当たり必要な法律相談	刑事事件を除く全て
適用災害	①サポートダイヤル：全ての災害 ②法テラス災害ダイヤル：東日本大震災、平成28年熊本地震、平成30年7月豪雨、令和元年台風第19号、令和2年7月豪雨、令和6年能登半島地震、令和6年奥能登豪雨	全ての災害	・平成28年熊本地震 ・平成30年7月豪雨 ・令和元年台風第19号 ・令和2年7月豪雨 ・令和6年能登半島地震 ・令和6年奥能登豪雨	東日本大震災

弁護士・司法書士による援助が必要な場合	業務	代理援助／書類作成援助	震災代理援助／震災書類作成援助
	サービスの概要	弁護士・司法書士費用等の立替え	弁護士・司法書士費用等の立替え
	利用者の条件	以下のいずれにも該当する方 ・収入や資産(預貯金・不動産等）が一定基準以下であること ・勝訴の見込みがないとはいえないこと ・民事法律扶助の趣旨に適すること	・東日本大震災に際し、災害救助法が適用された市町村（東京都を除く。）に平成23年3月11日に住居や営業所等があった方 ・資力は問わない。
	代理援助／書類作成援助の対象	［代理援助の対象］ ・民事・家事・行政に関する裁判所の手続（民事裁判等手続に先立つ和解の交渉で特に必要と認められるものを含む。） ［書類作成援助の対象］ ・訴状等の民事裁判上の書類	［代理援助の対象］ 震災に起因する事件の以下の手続 ・民事・家事・行政に関する裁判所の手続（民事裁判等手続に先立つ和解の交渉で特に必要と認められるものを含む。） ・ADR機関の手続 ・行政不服審査などの行政手続 ・民事裁判等手続に先立つ和解の交渉（東京電力(株)に対する請求書提出等） ［書類作成援助の対象］ 震災に起因する事件の以下の書類 ・訴状等の民事裁判上の書類 ・ADR手続上の書類 ・行政不服手続上の書類 ・東京電力(株)に対する請求書等
	立替費用の返済	原則として援助開始時から毎月返済	援助終結後から毎月返済